

# 第8回教育委員会定例会会議録

平成26年8月26日(火)

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	山口直樹
	委員長職務代理者		城所久恵
	委員		嵐山光三郎
	委員		高橋宏
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		宮崎宏一
	教育総務課長		川島慶之
	教育指導支援課長		金子真吾
	指導担当課長		三浦利信
	生涯学習課長		津田智宏
	給食センター所長		本多孝裕
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		荒西岳広
	指導主事		植木淳

国立市教育委員会



午後2時00分開議

【山口委員長】 皆様、こんにちは。これから、教育委員会の定例会となります。

きょうは、8月26日でございます。天候は少し不順ですけれども、今週に入って落ちついてきて、多少過ごしやすくなったかと思えます。しかし、広島では、集中豪雨の被害の全容も、まだつかめないような状況で、心を痛めるところでもあります。

国立市の夏休みは、ほぼ終了で、中学校は明日、小学校は来週の月曜日に、始業式、2学期が始まるという時期になってまいりました。子どもにとって夏休みが終わるということは、少し寂しさもあるかと思うのですが、新しい学期、2学期の生活が始まるので、大きな声が、学校の中に響くことを楽しみにしております。

それでは、これから平成26年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を高橋委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

【高橋委員】 はい。

【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りますが、本日の審議案件のうち、行政報告第12号「教職員の措置等について」及び行政報告第13号「国立市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」は、いずれも人事案件になりますので、秘密会といたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

#### 議題1 教育長報告

【山口委員長】 それでは、審議に入らせていただきます。

初めに教育長報告をお受けいたします。

是松教育長、お願いします。

【是松教育長】 それでは、7月22日火曜日の第7回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業について、ご報告申し上げます。

7月22日火曜日、定例教育委員会の日でしたが、この日に、小・中学校の合同授業研究会の全体研修会を芸術小ホールで開催いたしました。

翌7月23日水曜日には、夏休み中の事件・事故防止の啓発巡回といたしまして、29日まで、市内5地域、各1回ごと巡回をして、夏休みの子どもたちの見守りをお願いしております。

7月24日木曜日に、給食センター運営審議会を開催いたしました。

7月26日土曜日には、東京都市町村総合体育大会の開会式が粕江市で開催されました。国立市は、前大会の開催幹事地でございますので、国立市から粕江市へ、大会旗を引き継いだところでございます。

7月27日日曜日に、国立市の子ども広島派遣平和事業壮行会が開かれました。公募抽選による市内小学6年生16名、こちらの内訳でございますが、五小、六小を除く市内公立小学校の6校の子どもたち14名と、桐朋小学校の子ども2名による16名の派遣生が、壮行会に出席しております。派遣生は、8月4日から6日、2泊3日で広島方面を視察いたしました。広島では、平和記念資料館や原爆ドームの見学を行ったり、広島青少年平和の集いに参加したり、そして、8月6日には、平和記念公園での平和記念式典にも参加して、派遣を終了しております。

7月30日水曜日、13名の初任教員を対象とした宿泊研修会を、2泊3日で、青梅市で開催しており

ます。

7月31日木曜日には、平成25年度の教育費決算審査が、翌1日まで行われました。

同日、東京都市町村教育委員会連合会の第2回研修推進委員会が開催され、委員長が出席されております。

8月1日金曜日、この日から8月17日まで、二中で中学生以上一般市民向けの学校プール開放を開始しております。

8月3日日曜日に、公民館の夏休みふれあいひろば、これは、小学生以下の児童を対象とした公民館事業でございますが、子ども夏休みふれあいひろばを開催しております。

8月4日月曜日、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

8月5日火曜日、第1回の臨時教育委員会を開催し、小学校の教科用図書採択を行ったところでございます。

同日、8月6日までの間、着衣水泳教室を、社会体育事業として行っております。一小、三小、四小の小学生を対象に実施いたしました。

8月7日木曜日、この日から8月16日まで、一小、三小、四小で小学生以下を対象とした学校プール開放を開始いたしております。

同日、東京都市教育長会が東京都へ、来年度、平成27年度予算にかかわる予算要望を提出したところでございます。

8月12日火曜日に、文化財保護審議会並びに公民館運営審議会を開催いたしております。

8月18日月曜日、この日より小学5年生の野外体験教室が始まりました。2泊3日で、順次2校ずつ、清里周辺での野外体験教室を実施しております。現在は、三小、四小が実施中でございます。明日より、三小、四小に入れかわりまして、最後のグループになります六小、七小が体験教室を行う予定になっております。

同日、夏休み中の事件・事故防止の啓発巡回の後期を、22日まで行いました。市内5地域各1回とありますが、都合により、4地域での実施となっております。

8月19日火曜日、社会教育委員の会を開催いたしました。

8月20日水曜日には、東京都市教育長会が開催され、教育長が出席しております。

8月24日日曜日に、先ほど、壮行会がありました国立市子ども広島派遣平和事業の報告会が、開催されております。

報告は以上でございますが、1点、ここには書いておりませんが、教育委員会制度の改正を規定いたしました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての通知文が、文部科学省の初等・中等局長より届いております。机上に配付しておりますが、改正法の概要と、特に個別の留意事項が示されておりますので、ご一読を願いたいと思います。

教育長報告は、以上でございます。

【山口委員長】 教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などございましたらお願いをいたします。

【高橋委員】 感想です。

私は、7月27日の国立市子ども広島派遣平和事業壮行会に出席しまして、その中で、是松教育長が16名の6年生を前にして大事なメッセージを伝えていたことが、とても印象に残っています。

それは、「国際社会で活躍するグローバルな人材を育成することが、今、求められている。これ

は、もう広く言われていることです。その中で、日本人として世界に羽ばたくには、まず、日本を知ること、では、具体的にいろいろな方法があるのですけれども、体験をし、日本のことを知ることが必要なのです」というように強調されていました。私も、全く同感です。

理科の学習、社会科の学習では、特に五感を大事にしています。実験をする、それから、体験を通じて自分の五感を頼りに探究心が生まれていくと思います。五感を磨くといいますが、五感を、私たちが大事にしていくということが、今、問われているのではないかと思います。

その中で、国立市の学校教育は、今、教育長報告にありましたように、自然体験、そして、社会体験という体験学習を重視しているということで、とても意義があることだと思います。さらに充実することを願っています。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。高橋委員から感想をいただきました。

そのほかいかがでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 では、幾つかご質問をしたいと思います。

先ほどから話題になっています、国立市子ども広島派遣平和事業、私は、壮行会も報告会へも参加できなかったのですが、今、教育長から、行かれた場所や様子などを伺ったのですけれども、実際に行った子どもたちの声などが、もし届いていて、今、紹介をしていただけるようでしたら教えていただきたいということと、8月3日の公民館夏休みふれあいひろばは、どのような企画で、どのように過ごされたのか、様子がわかれば、そのあたりを少しお聞かせ願いたいと思います。

【山口委員長】 以上でいいですか。

【城所委員】 はい。よろしくお願いします。

【山口委員長】 金子教育指導支援課長。

【金子教育指導支援課長】 では、広島派遣の子どもたちの報告会での話については、私も印象に残っています。また、報告会に参加されていなかった校長先生方にも、校長会等でお伝えしたいと思いましたが、幾つかなのですが、ご紹介申し上げます。

まず、ストレートに、「戦争はやめたほうがいい」という意見がございました。

また、資料館を回ったときに、子どもたちは、「私と同じ年の子が大勢いた。展示されている三輪車を見て、弟のことを思い出した」。ああ、つながっているな、というような印象が残る感想もありました。

また、子どもの正直な気持ちなのですが、「生々しくて、ちょっと嫌だな」という気持ちもあったということです。ただし、それは、そういう戦争についての痛ましいことを踏まえての話です。

それから、交流会の中での子どもたち同士、中学生との連携もありました。広島青少年平和の集いでは、国立市からは小学生が派遣されたのですが、他のところでは、中学生が大勢来ていて、大変かわいがられて、交流を深めることができたというような話もございました。

そして、他の学校の6年生と一緒に生活をともにできたことは、とても学ぶことができたというような話もございました。

以上でございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、石田公民館長、お願いします。

【石田公民館長】 それでは、8月3日の日曜日、公民館で行いました、夏休みふれあいひろばについて、説明させていただきます。

この催しは、公民館が、初めて実施した事業でございます。公民館では、今まで、親と子の講座や、親子料理など、幾つかやっておりましたけれども、子どもを中心とした事業はなかなかできませんでしたので、今回、8月3日朝10時から夕方4時まで、公民館全館を利用して、地域で活動されている方々のご協力をいただきながら、開催しました。体験のスタンプラリー形式で、それぞれの部屋で行うイベントに参加する方式をとりました。

わらを使った伝統文化の工作や、お茶をたてるイベント、浴衣を試着するイベントなど、そして音楽を聞くイベント、また、富士見台の「人間環境キーステーション」という一橋大学の学生が中心に活動しているところと連携して、ミツバチのお話会というようなことも行いました。

子どもたちは、82名の参加をいただいたところです。小学生については、一小から八小までの子どもたち全ての子どもが来館し、国立学園の子どもも来ました。とてもにぎやかな一日になって、喜ばれたところでございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

よろしいですか。

【城所委員】 はい。今、子どもたちの声ということ伺ったのですけれども、戦争の件などいろいろなことを、学校の知識としては学ぶのですけれども、先ほど高橋委員がおっしゃられたように、自分の感覚としてそれがどういうものなのかという、体験と知識が結びついて、初めて自分のものとして使っていけると思うので、ぜひ、いろいろな体験を通して学んでいただきたいと思います。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

私からも、感想と、一つご報告いただきたいことを述べたいと思います。

一つは、広島への派遣事業、それから、公民館のふれあいひろばと、新しい試みとしてやられているところで、さまざまな体験をしてきたということは、いいと思います。なかなか、これらのことを続けていくことは、また、それはそれで大変さがあると思うのですけれども、続けるべき効果もあるのではないかなというようなことを、今、感じたところです。それは、各部署、それぞれのところでご検討いただくことになるかと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

それから、現在、野外体験教室を実施中ということで、現状のところの様子など、子どもたちの反応のようなどころがあれば、お聞かせ願えればと思います。

荒西指導主事。

【荒西指導主事】 野外体験について、ご報告いたします。

現在まで、今、行っている三小、四小を含めまして、6校が清里のほうに向かっております。現時点で、欠席は5名いまして、骨折や発熱、それから、バスケットボールの試合、不登校の子などを合わせ5名が欠席となっています。2名は、出発時に発熱があったのですが、途中参加で、頑張ってきてくれたということでした。

子どもたちは、大きな事故等もなく、元気に行って帰ってきているということで、今、行っている学校は、雨に降られてしまったのですが、そのほかの学校は、暑いぐらいの陽気の中で、元気に野外での体験をしていたというように、報告を受けております。

1点ですが、教員1名が下山中に転倒して、腰を傷めて病院に行ったということがございまして、

2学期の授業には差し支えないということでありましたが、けががあったという報告も受けているところでございます。

以上です。

【山口委員長】 先生方は、子どもたち中心のプログラムを組まれていると、自分自身の危険ということが出てくることもおありになるので、気をつけていただければと思います。

教育長報告については、ほかによろしいでしょうか。

嵐山委員。

【嵐山委員】 清里のどこですか。駅の近くなのですか。清里駅前は、今は荒れてしまっていますね。しかし、駅から奥に入ると、いろいろとありますね。

いつも聞いていて、どのようなかと思っているのですけれども、どのような感じなのですか。

【山口委員長】 荒西指導主事。

【荒西指導主事】 清里駅の北側を中心としまして、牧場やファームというところで、体験活動を中心に行っています。そこでは、森林の中の散策や、少し離れたところまで移動しまして、登山、ハイキングというようなことをやっています。

また、宿舎の近辺での飯ごう炊さんといった食事をつくるような体験もまげておまして、それから、バスに乗って、近隣の農家に行って、農業体験という形で参加するということなどをやっています。

【嵐山委員】 費用は、どれくらいかかるのですか。

【是松教育長】 1万円ほどだと思います。

【嵐山委員】 2泊3日で、全部入れて、1万円ですか。安いですし、楽しいそうですね。

ご飯は、おいしいのですか。

【荒西指導主事】 現地の野菜を、おいしくいただいているということです。やはり、高原野菜は、とてもおいしいということです。

【高橋委員】 新鮮ですからね。

【嵐山委員】 記憶に残って、いいですね。

【是松教育長】 羽村市の「青少年自然の家」という施設をお借りしているので、施設料も安いのですが、往復の交通費も、全て市の借上げのバスで行っているものですので、実際には宿泊費と、向こうでの食事代や体験料代分を少しいただくほどでできています。これは、比較的、保護者負担も少ない宿泊体験というような事業です。

【嵐山委員】 駅前の廃屋になったところなどは、そのままですか。

【荒西指導主事】 壊されているところは、それほどは、ないのではないかと思います。

【嵐山委員】 そうですか。一時は、廃屋が並んでいて、不気味な記憶がありました。

【山口委員長】 私も清里へは、昔、行ってまして、駅前にはぎやかでしたけれども、北に2キロぐらい行くと、有名な清泉寮はもう少し先ぐらいでしたか、ハヶ岳の周遊道路があるのですが、そこにいろいろなところの研修センターが、たくさんあったという記憶があります。そこは自然の中で、いい環境で、まちの中の雰囲気とは全然違うエリアで、そのあたりは、野外体験には最高の場所だと思いますので、ご安心ください。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(2) 議案第28号 国立市いじめ防止対策推進条例及び国立市いじめ防止対策推進基本方針の素案について

【山口委員長】 では、教育長報告が終わりましたので、よろしければ、次に、議案第28号、国立市いじめ防止対策推進条例及び国立市いじめ防止対策推進基本方針の素案についてを議題といたします。

三浦指導担当課長、お願いします。

【三浦指導担当課長】 それでは、議案第28号、国立市いじめ防止対策推進条例及び国立市いじめ防止対策推進基本方針の素案について説明いたします。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が、平成26年7月には、東京都いじめ防止対策推進条例が施行されたことを受け、国立市におけるいじめ防止等の施策を効果的に推進するための、「国立市いじめ防止対策推進条例及び国立市いじめ防止対策推進基本方針」を策定するための素案について作成いたしましたので、ご説明いたします。

初めに、お手元の資料ナンバー1、A4判横置きをごらんください。

条例等の制定の理由につきましては、国立市立学校におけるいじめ防止等のための対策について、基本理念を定め、国立市、国立市教育委員会、国立市立学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例及び国立市いじめ防止対策推進基本方針を制定するものであります。

次に、条例素案の概要をご説明いたします。お手元の資料ナンバー2、A4判横置きをごらんください。

4分の1ページにあります第一条から第三条までは、条例の目的、いじめの定義、いじめ防止のための基本理念を定めております。

おめくりいただきまして、4分の2ページをお開きください。第四条にいじめの禁止、第五条から第八条までは、いじめの防止等に対する国立市、国立市教育委員会、国立市立学校及び教職員、保護者の責務について定めております。第九条に、いじめ防止等のための対策についての基本的な方針を取りまとめたいじめ防止対策基本方針について定めております。

4分の3ページの第十条から第十二条までは、いじめ防止等の対策を推進するための協議会、委員会の設置について定めております。このうち、第十条のいじめ問題対策連絡協議会及び第十一条のいじめ問題対策委員会が教育委員会の所管、第十二条のいじめ問題調査委員会は、市長部局が所管する委員会等となります。

次に、基本方針の概要をご説明いたします。お手元の資料ナンバー3、A4判縦置きをごらんください。

おめくりいただきまして、7分の2ページをお開きください。基本方針の前文として、いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題であり、国立市及び国立市立学校は、児童・生徒の尊厳を守るために、家庭や地域住民との連携のもと、いじめ問題に真剣に取り組み、そして、いじめ問題への取り組みが、地域社会全体の人権に対する理解を深め、偏見や差別をなくし、いじめのような人権侵害から児童・生徒を守る意識の高揚につながるよう、基本方針を定めることが書かれております。



次いで、基本方針策定の意義、いじめの定義、いじめの禁止、いじめ問題への基本的な考え方について示し、特に7分の3ページには、国立市教育委員会として、いじめ防止等を推進する基本的な考え方を示しております。この考え方の第1には、いじめを生まない、許さない学校づくりについて、第2に、児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促すこと、第3に、教職員の指導力の向上と組織的な対応について、第4に、保護者、地域、関係諸機関と連携した取り組みについて、いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得ることであるという認識のもと、常に未然防止に取り組むことを示しております。

7分の4ページからは、国立市立学校におけるいじめ防止等の取り組みについてまとめており、学校は、いじめ防止基本方針を策定し、対策組織を設置した上で、取り組む内容についてまとめております。

教育委員会として、特に重視している点は、7分の5ページの上から2行目のウ、生徒間でいじめの防止と相談を図ることのできる生徒会等による主体的な取り組みと教職員の支援になります。児童・生徒が、主体的にいじめの問題に向けて取り組めるよう支援を進めていきます。

7分の6ページには、条例素案で説明いたしました、協議会、委員会の設置について、7分の7ページには、国立市教育委員会としての取り組みをまとめてございます。

最後に、資料ナンバー4、A4判横置きにつきましては、国立市のいじめ防止対策推進条例と、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ問題対策推進条例についての対比表になります。

説明は、以上になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご説明いただきました。

非常に重要な問題になりますけれども、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 補足をいたします。失礼いたしました。

資料ナンバー1、A4判横置きにお戻りください。今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

4番をごらんください。まず(1)、本日、国立市教育委員会第8回定例会に、条例の素案を提案させていただいております。その後、国立市議会第3回定例会総務文教委員会に、条例の素案の概要を報告いたします。報告の後、国立市教育委員会ホームページ等でパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント等を経て、国立市教育委員会第11回定例会に、条例案として再度ご提案をさせていただきます。その後、国立市議会第4回定例会に、条例案として提案をする予定でございます。

以上でございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

ご報告をいただきました。ご質問、ご意見などお願いをいたします。

非常に重要な問題です。今、日本全体が、非常に大きい問題として抱えていることだというように認識をしております。こちらのスケジュールにもあるように、今は8月ですけれども、12月の市議会に、最終的にご提案をさせていただく、それまでの間に、幾つかの段階を経ていくので、きょうの定例会では、初めてのところで審議をしていくことになりますので、ごらんになったところのご感想でもよろしいと思いますけれども、何かございますか。

では、私から、感想といいますが、全体を見たところでの理解で、一つ大きいことは、組織等です。協議会、委員会等々を設置をしていくという段階があって、教育委員会所管が、国立市いじめ問題対策連絡協議会、これは幾つかの団体で、周辺の団体を横断的に連携して行って、いじめ問題の対策をどうしていったらいいのかということ、連携も含めて話す。それから、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会、これが、一番重要ではないかと思ったところがあるのですけれども、まさに、国立市、この教育委員会として、どういう対策を具体的にしていくのだろうかとの協議をする。そして、実際に問題が起こった後に、市として、直接その問題に対して調査する委員会を、今度をつくっていく。より迅速に、行政がタッチできるようにしていこうということで、大津市で起こった事案に対する、それを踏まえてこういう形でしていくということであろうと理解しました。

もう一つは、いじめそのものに対して、市行政、教育委員会、学校、教職員、保護者までを含めて、いじめに対して、これだけの責任を負っているということが明確に出てきて、その上に、基本方針、ともかくいじめはしてはいけないことであると、いじめをさせないためにはこうしたらいい、事案が起こったときはこういう対策をとっていくということが、基本方針の中に細かく書かれているのではないかということを感じたところでございます。

私の感想で一番大きいことは、子どもたちそのもの、児童・生徒そのものに対するかかわりなのだと思うので、いじめの事案が起らないようにしていくという状況をつくるのが一番大きいです。しかし、実際は、なかなか難しいことがあるのです。いじめは、どこでも起こってくるということは当たり前なのだという認識で、ベースで始めなければいけないと思います。

それでは、起こる前兆があるのかどうか、それをどう捉えていくのか、子どもたち自身が自分たちでも検討していくということは、もう既に、幾つかやられていますけれども、実際にそれを進めていくということと、実際に起こってしまったとき、起こる寸前のところで、対象児童のケアをしていくことです。

もう一つが、いじめをしてしまう、いわゆる加害児童・生徒に関するケア、こちらも出ていると思うのですけれども、とても重要なのではというようなことを思いました。ただし、その子どもたちを隔離してしまうのではなくて、その子どもたち自身の心のケアをしっかりしてあげるといったことが、本当に大切であるということも思っておりまして、国立市の中の思いが、この中に込められているというように、思っています。

ほかの方、いかがでしょうか。

嵐山委員。

【嵐山委員】 私は、児童・生徒の間のいじめの未然防止ということが、一番大事だと思います。そのためには、やはり児童・生徒による主体的な取り組み、児童・生徒が自分たちで深く考えて、自分たちでいじめを起さないということを主体的にやっていくということが、ポイントだと思います。そのことが、とても大事だと思います。

国立市の場合は、今のところ、ひどい暴力的なことは、現実の問題としては、新聞報道などであるようないじめはないけれども、逆に、どちらかというと、こういう国立市の環境などからも言うと、いじめということはわからない形で、非常に多様化した形で、今、スマホの問題などのように、いじめが出てきています。昔のいじめと違って、こちらが、大人が思いもつかないところで、今、いじめは多様化してきているので、このような対策が必要だと思います。やはり、児童・生徒間で、いじめ防止の相談を図るということができるよう、生徒会などによる主体的な取り組みをしていくという

ことが、一番大事だというように、私は考えます。

【山口委員長】 高橋委員。

【高橋委員】 この国立市いじめ防止対策推進条例素案は、とてもよくできていると思います。非の打ちどころがないように、私は思います。

今、嵐山委員が言われたことは、とても大事だと思います。いじめを防止する。いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るというふうに考えて、起きたときにどういう行動をとれるか、これは、教師、大人側が素早くキャッチする、私たち自身の技量を高めていかないと、なかなか見抜くことができないのではないかと昨今の状況ですので、私たちが、あらゆる場を通して学びながら、また、研ぎ澄ました感覚を磨いていく、察知できる能力を、私たち自身も身につけていかななくてはならないのではないかと考えているところです。

【山口委員長】 城所委員。

【城所委員】 では、私も感想です。

先ほどの広島に子どもたちが伺って感じた感想と似ているのかもしれないのですが、いじめに対して子どもたちが、これから一緒に学んでいく場を持つなどと、いろいろと入っているのですが、知識としては、いじめが正しい、正しくないという二極論ではなくて、感覚として、そういうことはとても気持ちが悪いことだとか、人と気持ちよく生きることが気持ちがいいことなのだと、先ほどから感覚という言葉が、きょうはたくさん出ているのですが、自分の感性で、頭でわかっているやってしまうということがたくさん起きていると思うので、やはり、とめるのは感性、感覚で、それはとても気持ちが悪いことなのだという、知識の理屈を超えた上で、子どもたちが対応していけるといいというように思いました。

それから、新しいいじめが起きているということも、先ほどからのお話の中に出てきたのですが、自分たちにとっては、体験していないから新しいいじめだというように感じていると思うのですが、今の時代に生きている子どもたちにとっては、それは、今、起きている現実のことで、それを私たちの世代のときの感覚で見ると、全然理解ができなかったり、昔の対処の仕方、そのまま、今のことを対処すると、うまくいかない対処の仕方になったりすると思うので、今、起きている現象に対して、過去がこうだったからこうとかと決めつけて見ていくと、判断を誤るときがあるのではないかというような危惧もしています。

この中に、いじめ問題対策連絡協議会や問題対策委員会などと、いろいろと設置されるようなのですが、基本方針の中の一番最初の文章の中に、「偏見や差別をなくして」という文章が入っていますので、このようなことを言ったら申しわけないのですが、専門家だからこそ、これはこういう事案ですなどと、例えば、何でも家庭の生活に結びつけて考えるような、朝のワイドショーの時間帯もいろいろと家庭の状況に結びつけていたりするという傾向が、よく見えるのです。さまざまなケースが、ケース・バイ・ケースで起きてきていると思うので、何でも、今まであるケースに当てはめて、こうだろうというような理解ということは、理解する側で安心したいから過去のケースに当てはめて押し進めるということも少し伺えたりもしますので、本当に目の前で、今、リアルタイムで起きていることに捉われなく、先ほど高橋委員がおっしゃったように、察知していける能力といいですか、そちらを高めていかななくてはいけないと感じます。

それから、いじめのことが、児童・生徒を中心に書いてあるのですが、本気でなくすのならば、本当に、大人がやらないとなくならないと思うので、子どもたち、子どもたちということと一緒に

に、素案の中には、地域住民、家庭と一緒にということがうたっていますので、ぜひ、皆さんでこのことを考えて、実践していければいいと願っています。

文章、文言等は、とてもよくできていると思えましたので、これが、実際に形として使われていければいいと思えました。

以上です。

【山口委員長】 是松教育長。

【是松教育長】 数年前の大津のいじめによる中学生の自殺事件に端を発して、その後、発足した安倍政権下において、急遽、教育再生実行会議の第1提言として、社会総がかりでいじめを防止していくのだという対応のもとに、この防止対策推進法という法律ができて、その中で、地方公共団体においても、国とともにいじめ防止対策にしっかり取り組むことと規定されました。

ある意味大げさではないかというような声もありますが、実際の学校生活の中では、子どもたちが、生き生きと楽しく、気持ちよく学校生活を送るということに視点を置いて、いじめの防止だけに躍起になるのではなくて、そういういじめ防止の取り組みを通じて、子どもたち同士が、本当に仲よく楽しい生活、気持ちよい学校生活が送れていくというようなところの視点を大事にしなければいけないのだらうと思います。

ただし、そうは申しまして、このいじめは、一つ間違えますと、いわゆる法律の中でも定められている、重大事態ということになってきますと、子どもたちがみずから命を落としてしまうようなことの行為に走ったり、あるいは、重症ないじめのために、学校に出て来れなくなったり、大きく精神が傷つくというようなことの被害にも通じてまいります。やはり、そういうことは絶対に避けなければいけないので、そういう意味で、こういった法のもとに定められた以上は、公共団体としても、最低限のセーフティネットとして、法で定めるいろいろな組織を、条例でしっかりつくって対応しておく必要があるということで、条例をつくります。当然、対策委員会や連絡協議会等も機能してもらいますが、できれば機能しないほうがいい組織でございますので、条例はつくりますが、基本は、学校生活において、先ほどから申しているように、学校、それから、保護者、地域が連携して、子どもたちが学校生活を楽しく、健康に送れるような、そういう環境をつくっていくという意味での条例にしたいというように思っておりますので、そういう意味で、今後、市議会、保護者、地域住民の方々に説明をしてご理解いただくとともに、また、必要な意見をいただいていこうというように思っております。

以上です。

【山口委員長】 先ほどの広島の話や、最初に高橋委員が話した、実際に体験すること、触れること、学ぶことにおいて、人はそれぞれで、いろいろな人がいるのだという、さまざまな人が一緒にいて、ともに手を携えて生きているのだというようなことは、私は、生きていくベースであると思うし、その中で、本当の意味での喜びを感じることができると、強く生きていくことができるのではないかと思います。

いじめは、その裏返しではないかと思っているところもあるのですが、人間ですので、なかなか難しいことがたくさんあります。しかし、それを少しでも、子どもたちがいい形で、ほかの人と一緒に成長していく、成長できる場に社会全体になることが目的だと思いますけれども、子どもたちが一番長くいるのは学校ですし、いろいろなことが起こるのも、学校が一番多いという気はいたします。そういうところで学校を、自分たちが、楽しく、伸び伸びと勉強や遊び、生活をしていくことが

できる環境をつくっていくためにと、手を携えていければと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第28号、国立市いじめ防止対策推進条例及び国立市いじめ防止対策推進基本方針の素案については、可決といたします。

議題(3) その他報告事項1) 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」に係る運用状況報告について

【山口委員長】 続きまして、その他報告事項1、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」に係る運用状況報告についてに移ります。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 それでは、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」に係る運用状況について、報告をいたします。

お手元の資料をごらんください。

平成25年9月25日に、警視庁少年育成課長との間で締結した本制度は、同年10月1日より運用を始めております。

本日までの間に、本制度による連絡案件はございません。現在、国立市立学校においては、健全育成的にも大変落ちついた状況にあり、運用状況がゼロ(0)件であるかと思われております。

教育委員会といたしましては、今後とも国立市立学校と連携して、児童・生徒の健全育成の充実に努めてまいります。

本協定は、児童・生徒の健全育成上の課題について、学校で指導し、改善を図るために保護者や地域と連携を図った上で、学校だけの対応では改善を図ることが難しい場合や、児童・生徒の法に触れる行為や犯罪の被害者になる可能性があることについて、警察が、本人、保護者等へ指導した上で、学校と警察が連携を強化し、取り組むための制度ということになります。

本制度の重要性を踏まえ、今後とも学校、家庭、地域が連携した児童・生徒の健全育成の充実を図りつつ、引き続き、この制度の活用が必要最小限となるよう努めてまいりたいと考えております。

説明については、以上になります。よろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

この制度は、締結をするときに、さまざまなご心配を、市民の方々からいただいたりする中、それから、教育委員会の中でも、さまざまな議論をしてきたのですけれども、実際に運用がなかったという、一番望ましいといいますが、そういう状況で、この1年を過ごすことができたということは、ほっとしているところがございます。今後とも、こういう事案が起こらないようにしていかなければいけないのですけれども、歯どめとする、悪い方向に行かないための定めといいますが、そういうことでこの制度を、今後も運用していくということで、継続をしていくという方向かというように思います。

よろしいでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 今年度に入ってから、校長会、副校長会に、制度の再確認の実施をしていただいているようなのですが、毎年人がかわるといことが、学校の宿命でもあるので、国立市はどのように締結までの道のりをたどったか、何を大切にしているかなどというところを、ぜひ、伝え続けていただいで、運用については、慎重に行っていただきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

【山口委員長】 よろしいでしょうか。よろしければ次に移ります。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(4) その他報告事項2) 6月ふれあい月間(不登校、いじめに対する取組)に関する報告について

【山口委員長】 その他報告事項2、6月ふれあい月間(不登校、いじめに対する取組)に関する報告についてに移ります。

植木指導主事、お願ひします。

【植木指導主事】 6月ふれあい月間(不登校、いじめに対する取組)に関する報告をいたします。

資料をごらんください。

不登校の状況につきましては、下段右端にお示ししていますとおり、小学校が8名、中学校が27名となっております。これは、昨年度の同時期に比べ、小学校で3名の増、中学校で6名の増となっております。

文科省が、8月7日に公表いたしました平成26年度学校基本調査でも、減少、横ばいの傾向にあった不登校の児童・生徒の割合が、上昇に転じていると報告されています。

1枚めくっていただきまして、いじめにつきましては、小学校が6件、中学校が31件となっております。いじめの内容としては、中学校、小学校ともに、ひやかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるということが多く、続いて中学校では、パソコンや携帯電話で誹謗・中傷や嫌なことをされるという内容が多かったです。その他、ぶつかる、たたく、ける、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられる。ものを隠される、盗まれる、壊される、捨てられる、それから仲間はずれ、無視等がありました。

いじめについて、中学校も小学校も、主に担任が個別に対応いたしました。ほかに養護教諭や、中学校では部活動の顧問、それから、スクールカウンセラーが対応しております。小学校のほうでは、学校いじめ対策委員会等が組織的に対応した件、また、中学校では、学校が保護者と連携して対応した件もございました。

いじめの件数は、昨年度の同時期に比べ、小学校で3件の減、中学校で17件の減となっております。この結果は、いじめに対する取り組みの四つの段階、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の中で、国立市としては、特に未然防止に重点を置いて取り組んでいるという成果があらわれているものと捉えることもできます。ただし、認知の方策や対応が適切かどうかは、今後確認をしていきたいと思ひます。

2学期には、中学校3校で、生徒の主体的な活動を通していじめを予防する、いじめ防止プログラムを実施いたします。この取り組みを含め、今後も一層、いじめの未然防止に努めてまいります。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。ご報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

先ほどご検討していただいた、いじめに関する条例等々の案件で、今の国立市の具体的な現状のご報告も含めてですが、それから、不登校のこともございますけれどもいかがでしょうか。

嵐山委員。

【嵐山委員】 認知したいじめへの指導の結果、いじめが解消した件数ですが、中学校は28件と、結構有効で、多いですね。これは、大したものだというように思います。

国立市ではないですけれども、この間、私も、小学生でいじめに遭っている子から相談されたりするのですが、「何をされるの」と聞いたら、その子は小学校3年ですけれども、「勝手に自分の物をとられる。隠される。無視される」と、とてもはっきり言うのです。それから、「僕は、何も悪いことをしていない」と、そして、「ずるいこともしていないのだけれども、何でされるのだろう」ということを、切々と言いました。

それで、「先生にも言った。先生に相談したの」と聞くと、「先生には相談した。おじいちゃんが出て行って、学校に行って先生に聞いても、別に」ということでした。

東京都とは違いますが、いろいろな問題があるのかもしれませんが、とてもかわいそうでした。小学校の3年生の子が切実に訴えて、先生は一応対応はしてくれるけれども、そのうちどうにかなるだろうというような感じの対応のようです。私は、縁があってその子と会って話をしたのですけれども、いじめに遭う子は、かわいそうです。人権の最たるものですから、一生の傷になると思います。

ですから、親も学校の先生も、特に生徒、生徒会などが主体的になって、どうかしていかねば、取り組んでいかねばいけないということを切に考えます。

しかし、ここの認知したいじめへの指導の結果、いじめが解消した件数は、中学校は、31件のうち28件が解決しているのです。これは、具体的には、先生方や子どもたちで話し合っ、何かをされたのですか。

【山口委員長】 植木指導主事。

【植木指導主事】 いじめ調査を一斉に行うのですが、その後、出てきた件数については、即個別に子どもたちに対応、話を聞きまして、すぐに動き、また、校内で情報の共有をするという、期限を決めて、早い対応を心がけております。

【山口委員長】 いじめは、ケースごとに状況が違うのだろうと思うのですが、このパターンだからこうだということではなくて、この子のこのケースに関してどういうようにしていくか、1件1件なのではないかと、個別対応なのではないと思うので、やはり、児童・生徒の一人一人の気持ちをしっかりと受けとめてあげながら、受けとめているのだというメッセージをこちらも出しながらやっていると、子どもたちも心を開いてくれるし、子どもたちも自分のことをしっかり聞いてくれるという気持ちになってくれる。これは、いじている子に関しても同じなのではないかと思うのですけれども、そのような対応を工夫しながらされているのではないかと考えております。

一つ質問なのですが、中学校でいじめ防止プログラムを、2学期から始めていくということでしたけれども、具体的にご説明をしていただければと思います。

植木指導主事。

【植木指導主事】 各校2学期になって、いじめ防止プログラムを中学校3校でやるのですが、流

れとしましては、最初に全体の講義がありまして、その後、1週間後から、五つのステップでいじめに対する考え方等の講義が5回行われて、その後、スクールバディ活動、ピアサポートといいまして、生徒同士が互いに話を聞いたり、いじめをなくす取り組みをしたり、子どもの自主的な活動を、続けた講義を受けた後、始まりまして、ここがいじめ防止プログラムの大事なところとなっております。一中は、昨年度実施をしましたので、既にその活動として、生徒を中心に動いております。

【山口委員長】 一中は、ことし2年目ということになって、二中、三中は、そちらを受けたところも踏まえて、ことし実施をしていくということで、非常に重要です。子どもたち生徒同士が、まさに自分たちの問題として考えるということは、ベースにあるのではないかと思います。

何か補足はございますか。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 2学期の実施予定は、二中と三中となっておりますので、今、植木のほうから説明させていただいたような、全体会などそれぞれのワークショップの日程が確認できましたらお知らせいたしますので、お時間がありましたらご参加いただくようよろしくお願いいたします。

【山口委員長】 私たち教育委員も、実態をそういうふう感じさせていただくということは、とても大切だと思いますので、ぜひ、参加させていただきたいと思います。

城所委員。

【城所委員】 今、話題になっているいじめ防止プログラムの件なのですが、去年、何回か見せていただいたのですが、担当の先生が決まってはいるのですが、途中で抜けたり入ったりということが起きていたりもしているので、教育指導支援課からも何人か時間で来られたりはしていたのですが、ここで、条例と基本方針をつくるということなので、できれば教育指導支援課からも通して見ていただければと思います。どのようなプログラムをされていて、子どもたちがどのようにしているのかということを通して見ていただけたほうが良いと、去年思いました。

それから、もう一つ、いじめが解消した件数という項目なのですが、何をもっていじめが解消したというように判断するのかというのが、なかなか難しいポイントだと思うのです。例えば、加害の子と被害の子を呼んできて、お互いに話し合いをさせて、納得したかしないかという、大人の見ている表面ではお互いに納得して、「もうやりません。わかりました」などということをしたとしても、本当に、それは解消されて、何もなくてクリアな感じになったかということ、なかなかそうでもないこともあるのではないかなと思うので、先生方のかかわり方もいろいろとあるのでしょうか、加害の子を呼んで、被害となった子を呼んで、「さあ、どうぞ」と言われても、なかなか難しいかもしれないので、そのあたりを上手に、子どもたちと信頼関係を結んでいただいて、いじめられた子も大変だと思うのですが、いじめている子も結構大変なことが起きているのだと思うのです。幸せに満足に生活していれば、誰かのことを何かしようとか、自分より下と見下して何かをするということは、おそらく感覚として起きないと思うのです。いじめをしてしまうという切ない事情があると思うので、嫌なことしたのだから謝れというような一方的な指導は、あまり有効的ではないと思うので、時間がかかって大変なことなのかもしれないのですが、どうぞ丁寧にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【山口委員長】 去年の感想も含めてありましたので、参考にしていただいて、また、学校の先生方と連携をしながら進めていくというところを見にいけますので、よろしくお願いいたします。



高橋委員。

【高橋委員】 私は、不登校生徒のこの実態の把握について、少しお尋ねしたいと思います。

ほかの都市に比べると、国立市は不登校の児童・生徒が少ないのではないかという印象ですが、一度も出席していない、全欠席、1学期の始業式から6月30日までの3カ月、90日全欠席という児童・生徒が、小学校1名、中学校6名いて、会えないという状況というのはありますか。それとも、定期的に会うことはできるのだという状況でしょうか。どこまで把握できているのでしょうか。

【山口委員長】 三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 今現在、我々が把握している中では、小学校は1名しかいないので、その子どもということになります。小学校1名、中学校1名について、学校からのアプローチをして、保護者等とは会っていますが、直接、児童・生徒に会っていないケースが1件ずつあるということは、把握しております。

【高橋委員】 はい。

【山口委員長】 そういう状況。学校でも、もちろんやられていると思うのですが、長く粘り強くといいますか、工夫しながらかわりを持つことを続けていってあげないと、子どもにとっては不幸なことになっていってしまうのではないかと思います。

私のほうからも、不登校の理由ですけれども、一番人数が多いのが、の不安など情緒的混乱が、小・中合わせて11名ですか。無気力が8名、いじめ以外の友達関係が5名となっておりますけれども、情緒的混乱や無気力の人数が多いのが、ほかのも同様ですけれども、気になっています。何か、このことで状況など、言える範囲のことで、プライバシーのことも出てくるとは思うのですけれども、昨年と比較をしてこなかったのですけれども、わかるところが、もしあれば、わかる範囲で報告をお願いします。

荒西指導主事。

【荒西指導主事】 不安や情緒の面で不安定な子で、特に、全欠席をしている子どもの中には、適応指導教室に昨年度から通っているという子も含まれております。そのところで、適応指導教室では、今のところ本人に会っていて、復帰に向けて頑張っているのだけれども、そこで安定をすることで、学校に戻るといような手はずを整えている子もいます。そういった子に関しましては、きちんと学校とも、十分に連携がとれていますので、手は尽くすことができているのですけれども、逆に、そうではなくて、引きこもってしまうというようなケースは、中学校にはあるのです。そういった子に対しては、今、スクールソーシャルワーカーが入ることができましたので、ここで、初めてそういったところにも踏み込んでいけるような体制が整いつつありますので、今後は、スクールソーシャルワーカーの活動報告等にもしっかりと注目しながら、必要な手だてを講じていきたいというように考えております。

【山口委員長】 ありがとうございます。

単線的に、複層的、複線的という言い方は変なのですけれども、いろいろなかわりの試みという、もちろんいろいろな方法というのですか、違う組織の有効なノウハウを活用するということも含めて、その子の成長にとって、今、何が必要なのか、それは、子どもだけではなくて、もしかしたら家庭も含めてになる可能性もあると思いますし、さまざまなバックグラウンドも、おそらくあるのではないかとも思うのですけれども、そのようなことも含めて、ぜひ、100%解消するということは難しいとは思いますが、努力をしていただければ、子どもたちにとっていいこと

であると思いますし、我々の責務であるというように思います。どうぞよろしくお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(5) その他報告事項3) 市教委名義使用について(2件)

【山口委員長】 続きまして、その他報告事項3、市教委名義使用についてに移ります。  
津田生涯学習課長、お願いします。

【津田生涯学習課長】 では、お手元にあります平成26年度7月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。

今回は、2件ございます。

最初は、第59回くにたち市民文化祭実行委員会主催の「第59回くにたち市民文化祭」です。国立市内で活動をする各種文化団体及び総合美術展に出展する個人が、日ごろの活動成果の発表を通じ、相互に研鑽し、鑑賞する市民との交流を図る機会を目的に、平成26年11月2日から12月7日までの期間、国立市公民館、くにたち福祉会館、中地域防災センターを会場に、第59回くにたち市民文化祭を実施します。入場は無料です。

2番目は、MOA美術館(広域財団法人岡田茂吉美術文化財団)主催の「MOA美術館国立児童作品展」です。子どもたちの創作活動を奨励することで、社会教育並びに情操教育の一端を担うことを目的に、小学生を対象とした版画を含む絵画の公募展を行います。開催日は、平成27年1月24日、25日の2日間、会場は、くにたち市民芸術小ホールで行います。入場は無料です。

以上、2件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については、承認いたしました。

以上です。

【山口委員長】 ご報告いただきました。

ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 ございませんようですので、秘密会以外の審議案件は、全て終了いたしました。ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきたいと思います。どのようになりますでしょうか。  
宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 次回、曜日がずれまして、9月22日月曜日、午後2時から予定してございます。23日の火曜日が、秋分の日でございますので、1日前、9月22日月曜日、午後2時でございます。会場は、こちらの教育委員室でお願いしたいと思います。

以上でございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。

では、次回の教育委員会は、9月22日月曜日、午後2時から、会場はこちらの教育委員室いたします。

以上で、秘密会以外の審議は、終了いたします。

傍聴の皆様、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時11分閉会